



\*\*\*\*\*

### 今月のテーマ 個別対応方式と一括比例配分方式について

消費税の計算構造は数ある税金の中でも比較的シンプルな考え方に基づいています。得意先などから預かった消費税から、仕入先などに対して支払った消費税をマイナスして納税額を計算します。しかし、場合によってはマイナスすることができる消費税の金額が変わってきます。今回はその控除する計算方法である個別対応方式と一括比例配分方式についてご紹介します。

#### 1. 仕入税額控除の原則と特例

法人又は個人事業者(以下、「事業者」といいます)が納めることとなる消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」といいます)は、原則、売上に含まれる消費税等(以下、「仮受消費税等」といいます)から仕入やその他諸経費に含まれる消費税等(以下、「仮払消費税等」といいます)をマイナスして計算されます。事業者が支払った消費税等をマイナスすることを仕入税額控除といいます。

なお、基準期間の課税売上高が5,000万円以下で、「簡易課税選択届出書」を提出している中小事業者に対しては、特例として、売上に含まれる消費税等に業種別に定められたみなし仕入率を乗じることで納付すべき消費税等を計算する簡易課税が認められています。

#### 2. 仕入税額控除額の計算方法

- (1) 課税売上高が5億円以下で、かつ、課税売上割合が95%以上の場合

その課税期間における課税売上高が5億円以下で、かつ、課税売上割合が95%以上の場合、仮払消費税等の全額が仕入税額控除の対象となり、仮受消費税等からマイナスすることができます。課税売上割合とは下記の算式で求められる割合をいいます。

$$\text{課税売上割合} = \frac{\text{課税期間中の課税売上高(税抜)} + \text{輸出による免税売上高}}{\text{課税期間中の課税売上高(税抜)} + \text{輸出による免税売上高} + \text{非課税売上高}}$$

- (2) 課税売上割合が95%未満、または課税売上が5億円超の場合

例えば、消費税等が非課税の社会保険診療報酬と課税の自費診療報酬の両方がある医療機関や、消費税等が非課税である土地の売上と課税である建物の売上の両方がある不動産業者の場合、非課税売上の金額が大きくなることで課税売上割合が95%未満になるケースがあります。一方、業種を問わず課税売上高が5億円を超える中規模・大規模の事業者もあります。

その場合、上記(1)のように仮払消費税等の全額をマイナスすることができず、控除できる仮払消費税等について個別対応方式か一括比例配分方式のどちらかにより計算します。

なお、個別対応方式と一括比例配分方式はどちらも自由に選択できますが、一括比例配分方式を選択した場合には、2年間以上継続して適用した後でなければ、個別対応方式に変更することはできません。

#### 3. 個別対応方式による計算方法

- (1) 仮払消費税等の区分 仕入・その他諸経費に係る仮払消費税等の全てについて、次の3種類に区分します。
- ① 課税売上にのみ要する課税仕入れ等に係るもの
  - ② 非課税売上にのみ要する課税仕入れ等に係るもの
  - ③ 課税売上と非課税売上に共通して要する課税仕入れ等に係るもの

- (2) 仕入税額控除の金額 個別対応方式による仕入税額控除の金額は次の算式により計算します

$$\text{上記(1)①に係る仮払消費税等の金額} + \text{同③に係る仮払消費税等の金額} \times \text{課税売上割合}$$

#### 4. 一括比例配分方式による計算方法

- (1) 仮払消費税等の区分 個別対応方式のような区分経理は不要です。

- (2) 仕入税額控除の金額 一括比例配分方式による仕入税額控除の金額は次の算式により計算します。

$$\text{すべての仮払消費税等の金額} \times \text{課税売上割合}$$